

八雲町税条例の一部を改正する条例の概要

[平成25年4月1日適用]

1 【条例第54条第5項】

固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正

独立行政法人森林総合研究所が行う、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法に係る事業の廃止による規定の削除

2 【条例第131条第4項】

特別土地保有税の納税義務者等に係る規定の改正

独立行政法人森林総合研究所が行う、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法に係る事業の廃止による規定の削除

[平成26年1月1日適用]

1 【条例第34条の7第2項】

寄付金税額控除に係る規定の改正

復興特別所得税の創設により、平成26年度から平成50年度までの町民税に係る寄付金税額控除の特例規定の整備

2 【条例附則第3条の2第1項】

延滞金の割合等の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、延滞金の割合等の特例について次のとおり改める

(貸出約定平均金利+1%) + 7.3%

ただし、納期限後1ヶ月以内は、(貸出約定平均金利+1%) + 1%とするが、年7.3%を限度とする

※貸出約定平均金利が1%と仮定すると

現行14.6% → 改正後9.3%

ただし、納期限後1ヶ月以内は、現行4.3% → 改正後3.0%

【条例附則第3条の2第2項(新設)】

法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金

(貸出約定平均金利+1%)

※貸出約定平均金利が1%と仮定すると 現行4.3% → 改正後2.0%

3 【条例附則第4条第1項】

納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、条例附則第3条の2第2項の新設に伴う条文の整備

4 【条例附則第4条の2】

公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)が平成25年3月30日に公布されたことにより、租税特別措置法が改正されたことから、適用条項の項ずれによる条文の整備

5 【条例附則第7条の4】

寄付金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正

復興特別所得税の創設により、平成26年度から平成50年度までの町民税に係る寄付金税額控除の特例規定の整備

6 【条例附則第17条の2第3項】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）が平成25年3月30日に公布されたことにより、租税特別措置法が改正されたことから、適用条項の項ずれによる条文の整備

7 【条例附則第22条の2第1項（見出し含む）】

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に係る規定の改正
地方税法の改正により、条文の一部を表として整理

【条例附則第22条の2第2項（新設）】

居住用財産の譲渡に係る特例で、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る）が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができる規定の整備

【条例附則第22条の2第3項】

条例附則第22条の2第2項の新設により項の繰り下げ

[平成27年1月1日適用]

1 【条例附則第7条の3の2第1項】

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正

地方税法の改正により、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を「平成35年度」から「平成39年度」に延長

地方税法附則第5条の4の2第4項の新設により適用条項の項ずれによる条文の整備

2 【条例附則第23条】

東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る規定の改正

地方税法附則第5条の4の2第4項及び第45条第3項新設に伴う適用条項の項ずれによる条文の整備